

## 事務連絡

2024年3月26日

各支部長

兵庫県職員労働組合

中央執行委員長 青木 久実子

### 在宅勤務等手当の支給について

連日のご健闘に対し、心より敬意を表します。

23 確定闘争において新設された在宅勤務等手当の制度運用について、当局から説明を受けましたので、お知らせします。

在宅勤務等手当の対象となる人数は、2023（R5）年度の実績、あるいは公務に支障が生じる場合には承認しないことから、極めて少数になることが想定され、事務手続き等については、希望者が出てきた段階で、個別対応することで、庶務担当者に負担をかけないことを確認しています。

#### 記

##### 1. 当局説明（概要）

###### 1) 支給要件

- ・3ヶ月以上の期間について、1ヶ月あたり平均10日を超えて実施すること。
- ・在宅勤務計画（様式1）の提出

令和6年度中はシステム改修ができていないことから、在宅勤務等手当の支給を希望する職員が個別に所属で了解を得た上で庶務担当者に提出する。

###### 2) 単位期間

4月1日から6月30日

7月1日から9月30日

10月1日から12月31日

1月1日から3月31日

※この期間中に行う在宅勤務の状況に変更が生じた場合であっても、当該開始日又は終了日が変更されることはない。

###### 3) 支給額

月額3,000円

在宅勤務の勤務実績に基づく支給額の調整は行わない。

###### 4) 支給日

給料又は報酬の支給日に支給。

（日額及び時間額の会計年度任用職員は、翌月支給。）

## 5) 通勤手当との調整

交替制勤務等職員の例に準じ調整される。

例) R6. 4. 1～6. 30 の期間は在宅勤務等手当の支給対象となり、R6. 7. 1～9. 30 の期間は在宅勤務等手当の対象とならない場合。

### ①公共交通機関利用者

通勤手当は、R6. 4. 1～R6. 6. 30 の期間は在宅勤務計画に基づく通勤回数分の回数券相当額を支給し、R6. 7. 1～9. 30 の期間は通勤定期 3 ヶ月分を支給。

(在宅勤務計画承認前に既に R6. 4. 1 からの半年定期を購入していた場合、定期の払い戻しに係る費用は個人負担)

### ②自動車等利用者

通勤手当は、R6. 4. 1～R6. 6. 30 の期間は自動車等の使用距離に応じて定める額に 100 分の 50 を乗じた額を支給し、R6. 7. 1～9. 30 の期間は自動車等の使用距離に応じて定める額を支給。

## 6) その他

①休職、派遣、育休、休業（自己啓発、社会貢献等）した場合、②災害（自然現象、大規模事故）等が発生した場合、③公務の運営に著しく支障が生じるおそれがあると所属長が認め、長期間にわたって在宅勤務の申請を承認できないものとして総務課・人事課と協議して指定した場合は、在宅勤務等手当の支給を取り止め、②及び③の場合は普通勤務相当の通勤手当を支給する。

## 2. やりとり

組合) 4 月から在宅勤務等手当の対象となる人数は、どれくらいを想定しているのか。

当局) 令和 5 年度の在宅勤務実績から見れば、対象者は生じても極めて少数となる見込み。

組合) 公務に支障が生じると所属が判断した場合は、承認しないということでよいか。

当局) はい。

組合) 単位期間は「4/1 から 6/30」「7/1 から 9/30」「10/1 から 12/31」「1/1 から 3/31」とのことだが、これ以外に、例えば、5/1 から申し出ることはできないのか。

当局) 通勤手当との調整もあるため、在宅勤務等手当の支給は単位期間ごとの取扱いとさせていただく。

組合) 「3 箇月以上の期間について、1 箇月あたり平均 10 日を超えて実施すること」というのは、例えば、4 月は 7 日、5 月は 13 日、6 月は 11 日という在宅勤務計画でも平均すれば 1 箇月 10 日を超えるため要件を満たすということか。

当局) はい。

組合) 「在宅勤務の勤務実績に基づく支給額の調整は行わない」とのことだが、在宅勤務の

実施の結果、仮に3箇月の期間について、1箇月あたり平均10日を超えた場合、3箇月分の単位期間の在宅勤務等手当は返還する必要があるのか。

当局) その場合も在宅勤務等手当の返還の必要はない。その裏返しで、計画日数を超えて出勤した場合の通勤手当の追給も行わない。

組合) 通勤手当を調整する場合、支給はいつ行われるのか。

当局) 給料又は報酬の支給日に支給する。

組合) 通勤手当との調整について、実施途中で在宅勤務等手当の要件を満たさなくなった場合、通勤手当の取り扱いはどのようになるのか。例えば4月から6月の在宅勤務計画を基に、4月出勤した日数分の回数券代を実費支給されていたものの、5月途中に災害が発生して恒常的出勤が必要になったとして支給要件を満たさなくなった場合、5月と6月も出勤日数分の回数券が実費支給されるのか。

当局) 5月内は、在宅勤務等手当と、計画通勤回数分の回数券相当額の通勤手当を支給しつつ、事情変更後の計画通勤回数を超えた出勤分を災害旅費で対応する。そして、翌月から要領2(6)の「指定」に基づき、在宅勤務等手当を支給せず、9/30までの普通勤務(21日/月)に対する最も低廉な通勤手当(通常は定期券価額)を支給する。

組合) 庶務担当者への周知はどのように行うのか。新たな制度でもあり、丁寧な対応をお願いしたい。

当局) 取扱要領の制定に係る通知とあわせて、事務処理マニュアルを各部局総務担当課を通じて送付する。また、給与システム及び賃金等支給システム上のQ&A照会に、画面入力方法をデジタル改革課が掲載する。該当者が生じる所属については、個別の問い合わせに丁寧に対応したい。

組合) この件で、何か疑義が生じた場合は、丁寧に対応してもらいたい。

当局) はい。